

福井市教育に関する大綱

福井市

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）



わたくしたちは 不死鳥福井の市民であることに誇りと責任を感じ
郷土の繁栄と幸福をきずくため 力をあわせ 不屈の気概をもって
このねがいをつらぬきましょう

実践目標（平成31年4月～令和6年3月）

1 すすんで 親切をつくし

愛情ゆたかなまちを つくりましょう

あいさつで ふれあうよろこび 深める絆

2 すすんで 健康こころがけ

明朗で活気あるまちを つくりましょう

スポーツで 広がれつながれ 元気の輪

3 すすんで くふうをこらし

清潔で美しいまちを つくりましょう

ふるさとを 今よりもっと 美しく

4 すすんで きまりを守り

安全で住みよいまちを つくりましょう

たかめよう 交通マナーと 防災意識

5 すすんで 教育を重んじ

清新な文化のまちを つくりましょう

ふくいの魅力 学んで知って 広めよう

（昭和39年6月28日制定）

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）推進協議会

1 改定の趣旨

すべての人が夢や希望を持って健やかに暮らすために必要な力を身につける上で、子どもたちに対する学校教育と家庭教育の充実や、社会教育や文化・スポーツ等の振興など、教育の果たすべき役割はこれからも変わらず重要です。

本市でも、全国トップクラスの学力・体力を支える教育環境のさらなる充実や福井が誇る歴史、伝統、文化の磨き上げのために、取組を一層進める必要があります。

こうした中、「福井市教育に関する大綱」が令和3年度で期限を迎え、これまでの取組の成果と課題や社会環境の変化等を踏まえた上で、今後も本市の教育の充実を図り、本市が目指す教育の姿を実現する必要があることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、「福井市教育に関する大綱」を改定します。

2 大綱の位置づけ

- (1) 本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本を定めたものです。
- (2) 第八次福井市総合計画（計画期間 令和4年度～8年度）を踏まえ改定します。
- (3) 国の教育振興基本計画及び福井県の教育に関する大綱・教育振興基本計画を参酌して改定します。
- (4) 福井市総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整し、市長が定めます。

※国、県及び社会情勢の動向等により、本大綱に大きな影響を与える場合は、期間中においても適宜改定します。

3 大綱の期間

大綱の対象とする期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

4 基本理念

すべての子どもたちが生き生きと学校生活を送り、一人ひとりの可能性を引き出す学びを実現することができるよう、学校教育の充実を図るとともに、子どもから高齢者まですべての市民が多様な学習やスポーツに取り組めるよう、生きがいを持って暮らすことのできる環境を整備することが必要です。

また、市民の文化芸術活動を支援し、心豊かな活力ある地域づくりのために文化芸術の振興を図るとともに、郷土の歴史や文化遺産、自然を将来に残し、福井の誇りとして活用することが重要です。

このため、本大綱では、福井市総合計画で掲げる将来都市像である、「みんなが輝く 全国に誇れる ふくい」を実現するため、前大綱を受け継ぎ、次のとおり本市の教育に関する基本理念を定めます。

基本理念 **みんなが学び成長するふくいの教育**
～全国に誇れる教育環境のさらなる充実～

5 教育をめぐる社会情勢等への対応

人口減少・少子高齢社会が進展する中、新型コロナウイルス感染症拡大やデジタル社会の到来など、教育をめぐる社会情勢等は激しく変化しています。

先の見通せない予測が困難な社会の中でも、本市の教育をめぐる社会情勢等を的確にとらえ、本市の将来を担う人づくりをしっかりと進めていくため、学校教育をはじめとするすべての政策分野において、以下の点に取り組む必要があります。

- ・SDGs（持続可能な開発目標）^(※1)を推進するため、多様な主体と協働関係を築きながら、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組
- ・グローバル化、多様性社会の進展に対し、異なる文化を理解するとともに、多様な個性や生き方、価値観を尊重し、認め合いながら共に学んでいくための取組
- ・あらゆる教育活動を継続的に実施するため、感染症対策と社会・経済活動を両立する「新たな日常」への対応
- ・デジタル・トランスフォーメーション（DX）^(※2)の目指す将来像や考え方を共有しながらICT^(※3)を活用していく、DX推進のための取組
- ・2050年脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）の実現に向け、環境について学ぶ機会の充実や施設の省エネ化などの取組

6 めざす教育の姿（10の方針）

政策分野	めざす教育の姿（方針）	
学校教育     	1	学校教育の充実を図り、子どもの生きる力を伸ばす
	2	食育の推進や学校保健の充実を図り、心身ともに健康な子どもを育成する
	3	安全で快適に学び、安心して過ごせる学校環境の整備に取り組む
	4	家庭や地域、関係機関・団体が連携し、青少年の健全な育成を図る
生涯学習 スポーツ    	5	福井への誇りや愛着が持てるふるさと教育の充実を図る
	6	公民館や図書館の充実を図り、市民の生涯学習を支援する
	7	ライフステージに応じた市民の生涯スポーツを支援する
文化 芸術 歴史 自然   	8	自然や科学への興味を高め、創造性豊かな子どもを育む
	9	市民の文化芸術活動を支援し、文化芸術に親しむ機会をつくる
	10	郷土の歴史や文化遺産を保存・継承し、福井の誇りとして活用する

10の方針を3つの政策分野に分類していますが、異なる政策分野でも関連性があるため、分野横断による相互連携を図ります。

政策分野

学校教育



方針１ 学校教育の充実を図り、子どもの生きる力を伸ばす

子どもたちがそれぞれの夢の実現に向け、個性と能力を発揮し、社会の変化にも対応し、力強く生きていくための教育が求められています。

本市では、中学校区ごとの学校がひとまとまりで、園小中間の連携や地域との連携によって進める「中学校区教育」の取組を進めており、その成果を生かし、創意工夫をこらした特色ある教育活動により、子どもたちの生きる力を伸ばします。

また、「自ら学び、自ら行動する」子ども主体の学びを推進するため、学力充実のための教育活動をはじめ、豊かな心の教育、地域や企業とのつながりを重視したキャリア教育^(※4)、ICTを活用した教育を充実させます。

さらに、特別支援教育を推進するとともに、不登校やいじめなどの問題、多様な子どもたちへの支援を行います。

方針２ 食育の推進や学校保健の充実を図り、心身ともに健康な子どもを育成する

施設の老朽化や食物アレルギーへの対応に向けた学校給食施設・設備の整備を行い、子どもたちへ安全安心でおいしい給食を提供するとともに、子どもたちが健やかに成長していくための正しい知識や食習慣を身につけられるよう、食育を推進します。

また、新たな健康課題である視力低下に関する対策も含め、児童生徒の健康の保持増進に努めます。

さらに、学校体育において、児童生徒の体力の維持向上に努めるとともに、部活動の地域移行について研究します。

方針３ 安全で快適に学び、安心して過ごせる学校環境の整備に取り組む

気候変動や感染症対策などに対応できる学校環境整備や施設の計画的な老朽化対策やバリアフリー化、維持管理を進めるとともに、全ての教室に高速インターネット環境を整えるなどのＩＣＴ環境の整備を進め、すべての児童生徒が快適に学ぶことができる環境づくりを進めます。

また、各学校での日頃からの安全教育に加え、近年の事件・事故、自然災害等を想定した各種訓練等や関係機関と連携して通学路の危険箇所の改善に取り組めます。

さらに、多くの地域で人口減少・少子化が進行する中、子どもの学びの視点を基本としつつ、学校が地域の活動や活力に果たす役割を踏まえながら学校規模の適正化に向けた協議を進めていきます。

方針４ 家庭や地域、関係機関・団体が連携し、青少年の健全な育成を図る

市内小中学校においても、児童生徒のインターネットを起因とするトラブルは増加傾向にあることから、情報社会において他者への影響を考え、自分の行動に責任を持つ考え方や態度を養う情報モラル^(※5)教育を推進し、生活習慣の乱れや犯罪被害の防止に努めます。

また、明るい家庭づくりを推進するとともに、家庭、地域及び関係機関・団体が連携して取り組む青少年の健全育成活動を支援します。

さらに、放課後における子どもの安全な居場所の確保に取り組み、未来を担う子どもたちの健やかな成長を目指します。

政策分野

生涯学習、スポーツ



方針5 福井への誇りや愛着が持てるふるさと教育の充実を図る

本市の将来を担う人づくりを進めるため、子どもから大人までだれもがふるさと福井のよさを認識し、誇りや愛着を持てるよう、市内小中学校において、本市の自然、伝統・文化、産業、歴史や偉人など様々な分野におけるふるさと教育を推進します。

また、すべての地区の公民館において福井市のことや自分の住む地区について理解を深める「福井学事業^(※6)」などの郷土学習を推進します。

方針6 公民館や図書館の充実を図り、市民の生涯学習を支援する

市民にとって最も身近な生涯学習や地域活動、情報収集の拠点である公民館や図書館について、だれもが利用しやすい生涯学習施設となるよう施設の整備と機能の充実を図ります。

公民館においては、幅広い世代に対して多様な学習機会や気軽に集える場を提供し、地域住民の交流を促進します。

図書館においては、各館の特色を生かし、市民の自主的な生涯学習への支援を行うとともに、本を読む・借りるだけでなく、市民が集い、学習し、交流できる環境づくりを進めます。

方針7 ライフステージに応じた市民の生涯スポーツを支援する

福井国体・障スポと東京オリンピック・パラリンピック大会の開催により、市民のスポーツに対する機運が高まっています。

また、スポーツは、「する」だけでなく、観戦や応援といった「見る」、ボランティアなどの「ささえる」のように、スポーツへの関わり方も多様化しており、市民一人一人が様々な形でスポーツに親しみ、楽しむことができる環境の整備が必要です。

そこで、市民が生涯にわたり、スポーツを通して、心身ともに健康で活力ある生活が送れるようスポーツ活動の充実を図るとともに、競技人口や環境の変化など時代のニーズに応じた施設の整備を進めます。

また、スポーツの持つ可能性を最大限に活かして、イベントの開催や大会などの誘致によるスポーツを活かしたまちづくりの推進や、県や周辺市町、民間事業者などと連携した大規模なスポーツイベントの実施によるスポーツを通じた交流人口の拡大を図ります。

文化、芸術、歴史、自然



方針８ 自然や科学への興味を高め、創造性豊かな子どもを育む

足羽山をはじめ、郷土の自然を楽しみながら学べる環境の整備を図るとともに、企画展や講座などを通じて、子どもたちの興味・関心を高める取組を推進します。

また、県やJAXA（宇宙航空研究開発機構）をはじめ、地元の大学や企業等と連携を図りながら、県民衛星プロジェクト^(※7)や最新技術などに触れる学びの場を提供し、子どもたちの夢と創造性を育みます。

方針９ 市民の文化芸術活動を支援し、文化芸術に親しむ機会をつくる

市民の文化芸術活動は、地域への愛着と誇りを育み、活力ある地域社会の形成に役立つことから、文化芸術の担い手を育成し、未来に継承するため、市民や各種保存団体等の活動を支援します。

また、子どもの頃から誰もが身近に文化芸術に親しみ、創作活動等に参加できるよう、ICTも活用しながら文化芸術に触れられる機会を拡充します。

美術館においては、市民の創作活動への意欲向上のため市美展ふくいを開催する他、多彩な芸術作品を紹介する企画展を開催します。また、様々な素材を使って楽しみながら創作できる機会や場を提供するなど、文化芸術に親しむ環境を拡充します。

方針 10 郷土の歴史や文化遺産を保存・継承し、福井の誇りとして活用する

一乗谷朝倉氏遺跡や養浩館庭園、大安寺、越前海岸の水仙畑の重要文化的景観^(※8)をはじめとする福井の豊かな歴史や文化について、大切に保存するとともに地域と協力し、魅力向上、普及啓発に取り組みます。

また、歴史資料や文化財などに関する資料のデジタル化を進め、インターネットによるアクセス性を高め、未来に継承します。

さらに、福井固有の歴史・文化の価値を地域住民が体感し、自らその魅力を発信できるよう、意識の醸成を図ります。

用語の説明

※1 SDGs（持続可能な開発目標）

Sustainable Development Goals の略称で、持続可能な世界を実現するための17の目標と細分化された169のターゲットから構成された、平成27年（2015年）の国連サミットにおいて採択された国際社会の共通目標。

※2 デジタル・トランスフォーメーション（DX）

ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

※3 ICT

Information&Communication(s) Technology の略称で、情報処理および情報通信、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

※4 キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。

※5 情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。

※6 福井学事業

市民一人ひとりが福井らしさを再発見し、郷土福井に誇りと愛着を持つために行う学習事業。こうした学習を通じて、本市の誇りである地域資源を発信できる人材育成を行っている。

※7 県民衛星プロジェクト

地方発の革新的なビジネスモデルの創出を目的に、福井県とJAXAなどの研究機関や教育機関、民間企業が、ハードウェア、ソフトウェア、人材育成、インフラ等、様々な面で宇宙産業の拠点化を目指すプロジェクト。

※8 重要文化的景観

「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（文化的景観）」の中で、地域の特色を示す代表的なものや、他に例を見ない独特なものとして国が選定したもの。



福井市教育に関する大綱

(令和4年度～8年度)

令和4年1月

発行 福井市

編集 福井市総務部総合政策課
福井市教育委員会事務局教育総務課

電話 0776-20-5283 (総合政策課)

0776-20-5341 (教育総務課)